

国主導による有機フッ素化合物（P F A S）対策の早期実施を求める 意見書

現在、全国各地で有機フッ素化合物（P F A S）による地下水や土壌などの汚染が確認されています。特に指針値（暫定）を超えるなど、局地的に高濃度の値が検出された地域では、関係自治体や住民の間からその影響を不安視する声広がっています。

P F A S問題は、汚染原因者の特定が困難であり、限られた予算及び技術的問題等から関係自治体が単独で対応することは極めて困難です。

よって、本市議会は、政府に対し、地域住民の安全と安心を確保するため、早期に次の措置を講じるよう強く要請します。

記

- 1 関係省庁が一体となって対策を講じる体制を設け、国が率先して健康調査や土壌調査を実施すること。
- 2 日本全国の地下水や土壌など環境全般におけるP F A Sの影響を把握し、汚染原因の究明と必要な改善策を実施すること。
- 3 ミネラルウォーターに関する網羅的な調査を行い、必要な対策を行うとともに製品ごとの調査結果の公表を行うこと。
- 4 農畜産物及び食品におけるP F A Sの含有実態を調査し、必要な安全対策を講じること。
- 5 高濃度のP F A Sが検出された自治体に対する環境影響に関する調査及び風評被害を含む各種対策費用に関する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月13日

福岡県直方市議会議長 田代 文也

内閣総理大臣	石破 茂 様
財務大臣	加藤 勝信 様
厚生労働大臣	福岡 資麿 様
農林水産大臣	江藤 拓 様
環境大臣	浅尾 慶一郎 様